

西播磨圏域

I 重点的取り組み事項

1 圏域の特徴・課題

(1) 肝がん対策

西播磨圏域の肝がん死亡率は、平成7年頃から県の肝がん死亡率を大きく上回り始め、平成12年の肝がん死亡率が、人口10万対県34.6に対し43.8と高い率を示しました。この傾向が継続したため、平成14年度から「西播磨地域肝癌対策協議会」を設置し肝癌ゼロ作戦を展開してきました。

その後、平成16年には肝がん死亡率の若干の改善がみられたものの、肝がん死亡率の高い傾向は継続しており、平成22年の肝がん死亡率は、県30.2に対し40.1と高く、他の医療圏域と比較して最も高い肝がん死亡率となっています。

肝がんの主要因は、肝炎ウイルスの感染とされているため、「西播磨地域肝癌対策協議会」で構築した「肝炎ウイルスキャリア支援ネットワーク」を活用し、各種対策を行っていましたが、依然として高い状況が続いています。また、上記ネットワーク構築から10年近く経過し、この間の医学の進歩により、肝炎治療（ウイルス除去及び肝がんの早期切除による予後）については、格段の進歩を遂げています。また、肝がんの発症を未然に予防するための、インターフェロン及び核酸アナログ療法に対する公費負担の制度も創設、拡充されています。

肝炎ウイルス検査は、当初は市町の検診のみでしたが、現在は委託医療機関で実施する特定感染症検査等事業もあり、20歳以上の住民誰もがウイルス検査を受けられるようになってきました。これらの検診の実施状況を効率的に広報し、職域を含めた住民全体の肝炎ウイルス検査の受診率を高める必要があります。

ウイルス性肝炎の患者は、適正な医療を行うことで、未然に肝がん発症リスクを軽減させることができるようになり、仮に肝がんを発症しても早期発見・早期治療により「死に至らない病気」になりつつあります。一方で、ウイルス性肝炎は、かなり進行しなければ自覚症状がないため、適切な医療に結びつかず、がんが発見された時点では手遅れであるという現実もみられます。

肝がんは、原因と対策がかなりの部分で明確にされていることから、肝炎ウイルス検査の受診率の向上、インターフェロン治療・核酸アナログ治療、画像診断等の適切な医療体制の整備が明確な課題とされています。

(2) 子どもの健康づくり

西播磨圏域の子どもの歯・口腔^{くわう}の健康づくりの課題は、①3歳児のむし歯有病率が県下で最も高く、②妊産婦を対象とした歯科専門職による歯科健診・相談に取り組む市町数が少ないという課題があります。

子どもの歯及び口腔^{くわう}の健康づくりは、母親の妊産婦期から始まります。妊産婦に対して歯科専門職による適切な情報提供や相談の場を提供することが必要です。しかし、当圏域7市町のうち、歯科専門職による妊婦歯科健診・相談に取り組む市町は2市町にとどまっています。

また、乳幼児期は、乳歯列が形成、完成する時期で、健全な永久歯列の確保や生涯にわたる健全な食生活習慣の確立のためにも重要な時期です。

西播磨圏域のむし歯有病者の割合は減少傾向にありますが、平成23年度では3歳児の有病率が県平均18%に対し西播磨圏域26%と県下で最も高い圏域となっています。また、年齢別むし歯有病者率をみると、1歳6か月で約2%であったものが、3歳では26%、さらに5歳児では52.6%となっています。

さらに、平成23年度身体状況調査では、4・5歳児の肥満の率は、県平均2.06%に対し西播磨圏域は2.63%、小学生では県平均6.5%に対し西播磨圏域7.7%となっており、経年的に見ると肥満児の率は減少してきていますが、依然、県平均に比べ高くなっています。子どもの肥満は、将来の生活習慣病のもとになると言われており、幼児期からの対策が必要です。

2 取り組み事項

(1) 肝がん対策

肝がん対策は、疾病機序の特性から、長期的、継続的な関わりが必要であり、西播磨圏域の肝がん死亡率の低減を図るためには、潜在する感染者の発掘、感染者が継続的に適切な医療を受ける体制、新たな感染者の発生を防ぐことが重要です。

ア 潜在する感染者の発見のため、肝炎ウイルス検査の促進

- ① 市町の実施する検診での肝炎ウイルス検査の推進
- ② 特定感染症検査等事業による肝炎検査の普及
- ③ 職域へのウイルス検査普及啓発
- ④ 西播磨圏域の「肝がん死亡率の高さ」についての住民への周知等による受診勧奨

イ 感染者が適切な医療を継続的に受けるための取り組みの推進

- ① 肝炎ウイルス陽性者が、継続的に医療を受けるよう、検査結果について適切な指導を実施する。

- ② かかりつけ医と専門医療機関との連携の強化
- ③ 住民への講演会の開催、医療従事者への研修の実施
- ④ 西播磨地域肝癌対策協議会の開催
- ⑤ 肝炎治療費補助事業の周知及び活用の推進

ウ 患者支援の推進

- ① 医療相談会（結果説明を含む）の実施
- ② 継続的なウイルスキャリア（未発症者）への受診支援の継続
- ③ 医療機関発見分を含めた患者（キャリアを含む）への健康サポート手帳の交付

エ 新たな感染者の発生を防ぐ

- ① 感染経路についての知識の普及
- ② 感染予防をするため、感染リスクの高い人たちへのB型予防ワクチンの活用
- ③ 妊娠時のB型肝炎ウイルス抗原検査の確実な実施と陽性者の妊婦から出生した乳児のB型肝炎ワクチンの確実な実施

(2) 子どもの健康づくり

ア 歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進

市町母子保健事業や保育所、幼稚園などにおける健康教育の開催などを通じて、子どもや保護者、保育所・幼稚園関係者を対象とする普及啓発を行い、歯磨きの方法や間食の与え方、フッ化物応用等の適切なむし歯予防習慣や食生活習慣の確立及び健全な顎口腔^{くわう}の発育を目指します。

さらに、母子をとりまく家族や地域、市町、歯科診療所等をはじめとする各地域団体がそれぞれの役割を認識し、適切に情報提供や保健指導を行うよう、努めます。

併せて、胎児・乳幼児の歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに重要な存在となる妊産婦に対して、適切な情報提供や普及啓発が実施できるよう、市町における妊産婦歯科健診・相談等の充実を図ります。

イ 適正体重児を増加させる取り組み

子どもの肥満予防・改善は、発達発育にあわせた食事・おやつ、遊びや運動の知識や実践に加え、十分な睡眠時間等も含めた生活リズムを身につけることが重要です。子どもとその保護者に対し、行政、保育所・幼稚園、学校、地域団体が連携しながら、肥満改善を対象にした教室の開催や情報提供、適正体重の啓発等の取り組みを進めます。

II 基本項目

健康寿命の延伸に向けた、県民の健康づくりを支え・促進する社会環境整備の充実

(1) 現状

ア 個人の健康づくりを取り巻く主な社会資源の状況

① 健康ひょうご21県民運動構成団体数の推移

西播磨圏域の健康ひょうご21県民運動構成団体数（4月1日現在）は、平成14年度の173団体をピークに減少傾向し、平成17年度の市町合併後は横ばい傾向にあります。平成24年度は126団体です。

② まちの保健室設置数の推移

まちの保健室は、平成16年度より設置を始めてから順調に推移しており、平成19年度からは概ね中学校単位で設置されたことから、緩やかな伸びになっています。西播磨圏域では、現在15箇所を開設し運営しています。

③ 食環境整備の状況

住民が自分の健康状態に合わせた食生活を送るため、「ひょうご“食の健康”運動」に賛同し、ごはんを中心とした主食・主菜・副菜のそろった定食の提供や栄養成分表示などを行う食の健康協力店（飲食店・中食（そう菜・弁当等）販売店）の増加を図っています。

食の健康協力店 店舗数

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 店舗数 | 387 | 411 | 483 | 551 | 577 |

④ 受動喫煙防止対策実施状況

受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年3月）が制定されたことに伴い、受動喫煙の健康への影響等について、各種団体とも連携しながら、多数の住民の方が集まる場を活用した普及啓発を行っていきます。また、規制対象施設の管理者に対しては、条例の内容を周知していきます。

⑤ かかりつけ歯科医における口腔の健康管理の普及

多忙のために歯科受診ができずに、痛みや不都合が生じて治療のために歯医者にかかる人が多い現状があります。しかし、生涯を通じた歯及び口腔の健康づくりのためには、セルフケアに加えて、かかりつけ歯科医等による定期健診や専門的口腔清掃などの予防的対処が重要です。そのため、「かかりつけ歯科医」をもつことの重要性の啓発及び実践する者の増加を目指します。

イ 健康づくりを支援する機関間の連携及び人材の育成

圏域では、地域・職域連携の会議等を開催し、学校保健、地域住民を対象とする地域保健と労働者を対象とした職域保健が連携・協働し、住民が生涯を通じ質の高い保健サービスを継続的に受けることができるよう、情報の共有や実施事業の調整を進めています。また、保健・医療・福祉・教育・労働・警察等の関係者による精神保健福祉連絡会等の支援体制の検討をはじめ、かかりつけ医と精神科医・アルコール専門医療機関との連携、産科・小児科・行政等の連携による養育支援ネットの活用、医科歯科連携のための研修の開催など保健医療福祉が連携した取り組みを進めています。

また、健診や相談指導等健康づくりを担当する専門職の資質向上のための研修や健康づくり推進員等の養成に取り組んでいます。

(2) 課題

個人の健康づくりを社会全体で支援するため社会資源の充実、関係機関等の連携強化、人材の育成の充実

(3) 推進方策

個人の健康づくりは、幼児期からの遊びや食育体験、学童期の喫煙防止教育等、ライフステージを通じて取り組まれます。しかし、個人の取り組みには限界があるため、個人の健康づくりを社会全体で支援する体制の整備・充実にこれからも取り組みます。

【目標】

| 項目 | 現状値 | 目標値 (平成29年度) |
|---|---------------------------------------|----------------------|
| 健康ひょうご 21 県民運動参画団体による活動件数の増加 | 863 件 (平成 23 年度実績数圏域値) | 945 件 |
| 食の健康協力店の増加 | 店舗数： 577 店舗 (平成 23 年度健康増進課調圏域値) | 690 店舗 (平成 28 年度) |
| 利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加 (管理栄養士・栄養士を配置している施設の割合) | 67.4% (平成 23 年度衛生行政報告例圏域値) | 70% |
| かかりつけ歯科医における口腔 ^{くわう} の健康管理の普及 | 74.7% (H23 兵庫県健康づくり実態調査圏域値) | 89.6% |

【主な推進施策】

① 健康ひょうご21大作戦の展開

住民一人ひとりの健康実現と活力ある健康長寿社会の実現を図るため、平成13年度から、県民主導により展開される「健康ひょうご21県民運動」と行政による施策展開（健康ひょうご21県民運動の支援、健康基盤の整備等）を両輪とする「健康ひょうご21大作戦」を進めています。

② 健全な食生活及び適度な運動を実践するための環境の整備

住民一人ひとりが身近な地域で健全な食生活及び適度な運動を実践するための環境づくりとして、運動施設等の場の整備、指導者の派遣、情報収集・発信等を行い、個人の取り組みを促進します。

また、近年多様化する食の問題に対応していくために、食の健康協力店の登録の促進を進めます。

このほか、住民が望ましい食習慣や運動習慣を確立し、ライフステージやライフスタイルに応じて気軽に健康づくりに取り組めるよう、健康増進プログラムの提供に努めます。

③ 身近に相談できる場の設置促進

健康上の課題をもつ高齢者や孤立しがちな親子の相談に気軽に応じ、健康な生活をおくることができるよう、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、「まちの保健室」への相談を地域に普及していきます。

④ 受動喫煙に関する普及啓発及び支援

「受動喫煙の防止等に関する条例」の制定を受けて、受動喫煙の健康への影響について、各種団体とも連携しながら、多数の住民の方が集まる場を活用した普及啓発を行っていきます。

また、受動喫煙防止対策を促進するにあたり、対象施設の施設管理者に対しては、「受動喫煙の防止等に関する条例」の内容を周知していくとともに、財政支援を行います。

⑤ 県民の健康づくりを支援するための健康づくり関係者等の連携の強化

生活習慣病・歯及び口腔^{くわう}・こころの健康等について、その発症予防や重症化予防などに関する必要な知識の普及啓発を図ります。

また、かかりつけ医と専門医、保健医療専門職との連携、地域保健と職域保健との連携など、関係者間で広く情報を共有し、協力して県民の健康づくり支援に取り組みます。

⑥ かかりつけ歯科医における口腔^{くわう}の健康管理の普及

市町における乳幼児健診や学校における歯科健診において把握されたむし歯罹患傾向（ハイリスク）の幼児または初期むし歯、初期歯肉

炎と判定されたハイリスク児童・生徒については、継続的な観察指導は極めて重要です。

また、成人期や高齢期においても気が付かないうちに進行する歯周病の予防や生涯を通じた歯及び口腔の健康づくりのためには、セルフケアに加えて、かかりつけ歯科医院等による定期歯科健診や専門的な口腔清掃などの予防的処置が重要なことから、「かかりつけ歯科医」をもつことの重要性を啓発します。

⑦ 健康づくりを推進するための人材の育成

住民の健康づくりに関する普及啓発を推進するため、健康づくり推進員や認知症サポーター、キャラバン・メイト等見守り人材を養成するとともに、サービスの向上を図るため、専門職の研修会などを実施し、資質の向上を図ります。

【各主体の役割】（健康ひょうご 21 大作戦の展開）

| 主体 | 主 な 役 割 |
|---------|---|
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご県民行動指標に基づく健康づくりの取り組み ・好ましい生活習慣の定着 ・周りの人を誘い合わせて、共に健康づくりに取り組む |
| 関係団体等 | <p><職能団体、地域団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康ひょうご 21 県民運動への参画 ・県民の健康づくりの支援 <p><兵庫県健康財団></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民運動地域会議の開催 ・参画団体及び健康づくり関係団体との調整 ・県民運動を推進するための指導・助言 ・健康ひょうご 21 県民運動推進員の設置及び支援 ・健康づくり情報の収集・発信 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員・家族の健康づくりの取り組み ・健康ひょうご 21 県民運動への参画 ・行政施策への協力 |
| 市町 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育、健康相談等市町保健事業の実施 ・関係団体との連携・協働による健康づくり支援 ・健康ひょうご 21 県民運動との連携・協働 |
| 健康福祉事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ・推進基盤の整備 ・健康ひょうご 21 県民運動の支援 |

【各主体の役割】（健全な食生活及び適度な運動の実践）

| 主体 | 主 な 役 割 |
|---------|--|
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ・食の健康協力店、勤労者健康運動施設の活用 ・食の健康協力店や健康増進プログラムの利用 等 |
| 関係団体等 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を通じた情報提供 ・健康づくりの実践の場の提供 ・指導人材の確保 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員等が利用できる健康づくりのための運動施設や食堂の整備 ・地域における食育活動・食生活改善を推進するための施策等への協力 ・各種媒体を通じた情報提供 ・食の健康協力店への登録 |
| 市町 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町の健康づくりに取り組む施設等の整備及び活動への支援 ・指導人材の派遣 ・各種媒体を通じた情報提供 等 |
| 健康福祉事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりに取り組む施設等の整備及び活動への支援 ・各種媒体を通じた情報提供 ・指導人材の派遣 ・健康増進プログラムの提供 ・食の健康協力店の推進 ・管理栄養士・栄養士の配置に関する特定給食施設等への指導 等 |

【各主体の役割】（身近に相談できる場の設置促進）

| 主体 | 主 な 役 割 |
|---------|---|
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康や育児に関する相談 |
| 関係団体等 | <p><医療機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医、かかりつけ歯科医による相談対応 <p><兵庫県看護協会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちの保健室の設置、運営 <p><兵庫県栄養士会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養ケアステーションの設置、運営 ・健康や介護に不安を持つ高齢者へのアドバイス |
| 事業者 | — |
| 市町 | <ul style="list-style-type: none"> ・運営支援、事業の協働実施 |
| 健康福祉事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ・運営支援、事業の協働実施 ・事業推進体制の強化 等 |

【各主体の役割】（受動喫煙に関する普及啓発及び支援）

| 主体 | 主 な 役 割 |
|---------|---|
| 県民 | ・受動喫煙による健康への影響等の知識の習得（防煙教室等への参加）等 |
| 関係団体等 | ・商店街や飲食店等多数の住民が集まる場を活用した啓発活動等 |
| 事業者 | ・商店街や飲食店等多数の住民が集まる場を活用した啓発活動 ・受動喫煙による健康への影響、受動喫煙防止方策に関する知識の習得 ・施設管理者説明会への参加 等 |
| 市町 | ・各種媒体を通じた情報提供 ・防煙教室等の開催 等 |
| 健康福祉事務所 | ・各種媒体を通じた情報提供 ・防煙教室等の開催 ・普及推進員の設置 ・条例内容や分煙方法等の周知を図る施設管理者説明会への参加等 |

【各主体の役割】（健康づくり関係者などの連携強化）

| 主体 | 主 な 役 割 |
|---------|--|
| 県民 | ・かかりつけ医を持つことや専門医の必要性の理解 等 |
| 関係団体等 | ・かかりつけ医と専門医の連携促進（精神科医、アルコール専門医療機関等） ・医師と保健医療専門職との連携促進 ・医科歯科連携の推進 ・地域医療連携パス（脳卒中・糖尿病）の推進 ・養育支援ネットによる連携促進 ・食育関係者との連携促進 ・教育委員会、学校と地域保健関係者の連携促進 等 |
| 事業者 | ・疾患に関する知識の普及と予防等に関する環境整備 ・地域産業保健センター・兵庫県産業保健推進センターと地域保健関係者の連携 等 |
| 市町 | ・疾患に関する知識の普及 ・医療、学校保健、職域保健と地域保健の連携促進 等 |
| 健康福祉事務所 | ・各種関係者の連携促進のための会議の開催及び連携体制の整備 ・医療、学校保健、職域保健との連携促進 等 |

【各主体の役割】（かかりつけ歯科医機能の充実）

| 主体 | 主 な 役 割 |
|---------|--|
| 県民 | ・かかりつけ歯科医院をもち、定期的に口腔 ^{くわう} 診査や専門的な清掃等を受けることの重要性の理解及び実践 |
| 関係団体等 | <p><歯科医師会・歯科衛生士会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ歯科医をもつことの必要性の普及啓発 <p><歯科医師会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ歯科医による初期むし歯や初期歯肉炎など要観察・指導の児童生徒の継続的な健康管理の充実 ・かかりつけ歯科医として定期的な診査・専門的清掃・指導等を実施 |
| 事業者 | ・かかりつけ歯科医をもつことの必要性の普及啓発の協力 |
| 市町 | <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ歯科医をもつことの必要性の普及啓発 ・一般を対象とした健康公開講座の開催等により、かかりつけ歯科医院をもち、歯科健診、歯石除去等を定期受診することの重要性についての普及啓発 |
| 健康福祉事務所 | ・かかりつけ歯科医をもつことの必要性の普及啓発 |

【各主体の役割】（健康づくりを推進するための人材育成）

| 主体 | 主 な 役 割 |
|-------|--|
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの実践 ・認知症サポーター養成講座の受講、活動 |
| 関係団体等 | <p><兵庫県健康財団></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民運動推進員、食の健康運動リーダー、8020 運動推進員の養成、活動支援の推進 <p><兵庫県いずみ会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員への研修の推進 <p><兵庫県愛育連合会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛育班員に対する研修の推進 <p><兵庫産業保健推進センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業保健スタッフ等に対する保健指導・健康づくり研修の開催等 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり担当者の設置 ・研修会の開催、受講 等 |
| 市町 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進員の養成、活動支援 ・健康づくりを支援する専門職等の資質向上 ・研修会の開催、受講機会の確保 ・認知症見守り人材の養成 等 |

| | |
|---------|--|
| 健康福祉事務所 | <ul style="list-style-type: none">・ 専門職を対象とした研修の実施・ いずみ会リーダーの養成等地域団体を対象として研修の実施・ 関係団体への活動支援の強化・ 認知症見守り人材の養成支援 等 |
|---------|--|